

経理規程（抄）

（契約の方法）

第30条 公庫において、契約（貸付に係る契約を除く。以下この章において同じ。）をする場合は、原則として一般の競争に付さなければならない。ただし、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）に係る物品等又は特定役務の調達契約に関しての特例は別に定めるところによる。

（一般競争に参加させることができない者）

第31条 一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第32条 一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 会計役及び分任会計役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（一般競争参加者の資格）

第33条 会計役及び分任会計役は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

（入札の公告）

第34条 会計役及び分任会計役は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告し

なければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第35条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 その他必要な事項

(入札の無効)

第36条 会計役及び分任会計役は、第34条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(予定価格の作成)

第37条 会計役及び分任会計役は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面(以下、「予定価格調書」という。)をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第38条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第39条 会計役及び分任会計役は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(再度入札)

第40条 会計役及び分任会計役は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第41条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(指名競争に付することができる場合)

第 42 条 次の各号の一に該当する場合においては、指名競争に付することができる。

- 一 一般の競争に付することが不利又は困難と認められる場合
- 二 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般の競争に付する必要がない場合
- 三 予定価格が 500 万円をこえない工事、役務の供給又は物の製造をさせる場合
- 四 予定価格が 300 万円をこえない財産の買入れをする場合
- 五 予定賃借料の年額又は総額が 160 万円をこえない財産の借入れをする場合
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が 50 万円をこえない財産の貸付をする場合
- 七 予定価格が 100 万円をこえない財産の売り払いをする場合

(随意契約によることができる場合)

第 43 条 次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によることができる。

- 一 競争に付することが不利又は困難と認められる場合
- 二 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
- 三 緊急の必要により競争に付する暇がない場合
- 四 公庫の業務上秘密を必要とする場合
- 五 予定価格が 250 万円をこえない工事又は製造をさせる場合
- 六 予定価格が 160 万円をこえない財産の買入れをする場合
- 七 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円をこえない財産の借入れをする場合
- 八 予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円をこえない財産の貸付をする場合
- 九 予定価格が 50 万円をこえない財産の売り払いをする場合
- 十 工事又は製造の請負、財産の売買及び賃借以外の契約でその予定価格が 100 万円をこえないものをする場合
- 十一 運送又は保管をさせる場合
- 十二 官公署又は公益事業を営む法人と契約する場合
- 十三 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れる場合
- 十四 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき

2 会計役及び分任会計役は、随意契約によろうとするときはなるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合又は会計役若しくは分任会計役が必要でないと認めた場合は、1 人の見積書をもつて足りるものとする。

(随意契約の特例)

第 44 条 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、随意契約によることができる。ただし、保証金及び期限を除くほか、当初競争に付するとき定めた価格その他の条件を変更することができない。

(契約締結前の調査)

第 45 条 会計役及び分任会計役は、契約の締結前に原則として、予定価格を定め、かつ、契約の相手方の資産、信用、給付能力その他の資格に関し、必要な調査を行わなければならない。

2 会計役及び分任会計役は、契約の相手方が反社会的勢力ではないことを確認しなければならない。

3 会計役及び分任会計役は、前項の規定による確認の結果、契約の相手方が、反社会的勢力に該当する場合は、当該契約の締結は行わない。

(保証金)

第 46 条 会計役及び分任会計役は、一般の競争又は指名競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を結ぼうとする者から契約保証金をそれぞれ納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、入札保証金又は契約保証金の一部又は全部を免除することができる。

(契約書)

第 47 条 会計役及び分任会計役は、契約を結ぼうとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険負担、給付の完了の確認又は検査の時期、対価の支払時期及び方法、遅延利息、違約金その他の賠償金、必要な場合における公庫の契約内容調査、契約の紛争の解決方法、契約解除事由等必要な事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。

2 会計役及び分任会計役は、前項の規定にかかわらず、一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約書の作成を省略することができる場合は次に掲げる場合とする。ただし、契約金額が 50 万円をこえる契約をするときは、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

一 契約金額が 150 万円をこえない場合

二 物品を売り払う場合で、買受人が代金を即納してその物品を引取る場合

(契約の解除)

第 48 条 会計役及び分任会計役は、次の各号の一に該当する場合においては、契約を解除し、その旨を相手方に通知しなければならない。

一 正当な事由なく、契約期間内に履行を完了しなかつた場合又は履行を完了する見込みがない場合

二 契約の履行について、不正行為等により、公庫に著しく不利益を及ぼした場合又は公庫に不利益を及ぼすと認められる場合